

○小美玉市水道事業における水道加入金の特別措置に関する規程
(令和元年8月8日規程を一部改正 令和元年10月1日より施行)

参考資料

※令和元年10月1日消費税改定に伴う給水条例改正による水道加入金並びに減免金額の比較資料

新
平成元年10月1日より（消費税10%適用）

別表第1(第4条関係)

給水管の口径	区分 申込時において、自家水等の水源を使用している新規加入者（一般家庭用のみ）		左記以外の新規加入者（一般家庭用のみ）	
	加入金の額（税込額）		加入金の額（税込額）	
	特別措置適用・前	特別措置適用・後	特別措置適用・前	特別措置適用・後
13mm	99,000円→ (+1,800)	免除 (±0)	99,000円→ (+1,800)	55,000円 (+1,000)
20mm	154,000円→ (+2,800)	55,000円 (+1,000)	154,000円→ (+2,800)	110,000円 (+2,000)
25mm	220,000円→ (+4,000)	121,000円 (+2,200)	220,000円→ (+4,000)	176,000円 (+3,200)

1. 継続して3年以上使用する場合、加入金の額から**44,000円**を減免することを基本とする。
なお、自家水等を使用している者が、小美玉市水道事業の上水道に切り替えることを目的として申込を行う場合には、加入金の額から**99,000円**を減免する。
2. 減免対象とする用途種別は「一般家庭用のみ」とする。なお、「一般家庭用」以外に該当する賃貸借物件・店舗・事務所等は別表第2の区分の減免とする。

別表第2(第4条関係)

給水管の口径	区分 (別表第1)の区分に該当しないもの 【一般家庭用以外に該当する水道新規加入者及び既加入者の口径変更(増径)など】
13mm ～ 75mm	一律 11,000円 減免 (+200)

1. 加入金の額から**11,000円**を減免することを基本とする。
2. 減免対象とする用途種別は別表第1の区分に該当しないものとする。
3. 口径変更は、増径した時の加入金の差額から減免する。

別表第3(第4条関係)

給水管の口径	区分 小美玉市産業活動の活性化及び雇用機会の創出に関する条例第4条及び同条例施行規則第8条に規定する課税免除を新たに適用された法人
13mm ～ 75mm	一律 免除
増口径	差額分 免除

1. 口径変更は、増径した時の加入金の差額を免除する。
2. 条例第2条第2号に基づく給水装置の新設等の工事を申請した新規水道加入者等に適用する。
3. 加入金の免除を受けられる者は、課税免除の決定通知（課税免除適用第1年度目）の交付を受けた日から翌第2年度末日までに減免申請書を提出したものととする。

旧

現行 令和元年9月30日まで（消費税8%適用）

別表第1(第4条関係)

給水管の口径	区分 申込時において、自家水等の水源を使用している新規加入者（一般家庭用のみ）		左記以外の新規加入者（一般家庭用のみ）	
	加入金の額（税込額）		加入金の額（税込額）	
	特別措置適用・前	特別措置適用・後	特別措置適用・前	特別措置適用・後
13mm	97,200円→	免除	97,200円→	54,000円
20mm	151,200円→	54,000円	151,200円→	108,000円
25mm	216,000円→	118,800円	216,000円→	172,800円

1. 継続して3年以上使用する場合、加入金の額から**43,200円**を減免することを基本とする。
なお、自家水等を使用している者が、小美玉市水道事業の上水道に切り替えることを目的として申込を行う場合には、加入金の額から**97,200円**を減免する。
2. 減免対象とする用途種別は「一般家庭用のみ」とする。なお、「一般家庭用」以外に該当する賃貸借物件・店舗・事務所等は別表第2の区分の減免とする。

別表第2(第4条関係)

給水管の口径	区分 (別表第1)の区分に該当しないもの 【一般家庭用以外に該当する水道新規加入者及び既加入者の口径変更(増径)など】
13mm ～ 75mm	一律 10,800円 減免

1. 加入金の額から**10,800円**を減免することを基本とする。
2. 減免対象とする用途種別は別表第1の区分に該当しないものとする。
3. 口径変更は、増径した時の加入金の差額から減免する。

別表第3(第4条関係)

給水管の口径	区分 小美玉市産業活動の活性化及び雇用機会の創出に関する条例第4条及び同条例施行規則第8条に規定する課税免除を新たに適用された法人
13mm ～ 75mm	一律 免除
増口径	差額分 免除

1. 口径変更は、増径した時の加入金の差額を免除する。
2. 条例第2条第2号に基づく給水装置の新設等の工事を申請した新規水道加入者等に適用する。
3. 加入金の免除を受けられる者は、課税免除の決定通知（課税免除適用第1年度目）の交付を受けた日から翌第2年度末日までに減免申請書を提出したものととする。